第五条第一項の表第十六条の四第四項第一号の項を次のように改める。

第十六条の四第四項第一号	第十六条の二第四項	長期信用銀行法第十三条の二第六項
	子会社対象銀行等	同項に規定する子会社対象銀行等

第五条第一項の表第十六条の四第七項の項中「同号」を「同項第十二号」に改め、同表第十六条の四第八項の項中「第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二」を「第十六条の二第一項第十四号」に、「第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二」を「第十三条の二第一項第十四号」に改め、同表第五十二条の二十一第二項の項を削り、同表第五十二条の二十四第一項の項を次のように改める。

第五十二条の二十四第一項	第五十二条の二十三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号	長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号及び第十五号
	特別事業再生会社	同号に規定する内閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）
	特例持株会社（	持株会社（同条第一項に規定する子会社対象会社を子会社としている会社であつて、
	特例子会社対象会社	同法第十六条の四の二第十項に規定する特例子会社対象会社

第五条第一項の表第五十二条の二十四第四項第四号の項中「第五十二条の二十三第六項」を「第五十二条の二十三第三項」に、「第十六条の四第六項」を「第十六条の四第三項」に改め、同表第五十二条の二十四第七項の項中「同号」を「同項第十一号」に改め、同表第五十二条の二十四第八項の項中「第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二」を「第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二」に、「第十六条の四第一項第十一号又は第十一号の二」を「第十六条の四第一項第十三号」に改め、同表第五十二条の三十四第四項第四号の項の次に次のように加える。

第五十二条の三十四の二第一項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項
第五十二条の三十四の二第二項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項
	その持株特定子会社	その持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この項において同じ。）
	特例銀行業高度化等業務	特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第六項に規定する特例長期信用銀行業高度化等業務をいう。）

第五条第一項の表第五十三条第一項第二号の項中「第十二号の二」を「第十四号」に、「同条第七項」を「同条第四項」に、「同条第九項」を「同条第六項」に改め、同表第五十三条第一項第三号の項中「第十六条の二第七項」を「又は子会社対象銀行等」に、「長期信用銀行法第十三条の二第九項」を「又は長期信用銀行法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等」に改め、同表第五十三条第三項第三号の項中「第十一号の二」を「第十三号」に改め、同表第五十三条第三項第四号の項を次のように改める。

第五十三条第三項第四号	又は子会社対象銀行等	又は長期信用銀行法第十六条の四第三項に規定する長期信用銀行等
	当該子会社対象銀行等	当該長期信用銀行等
	特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社	特例子会社対象会社（同法第十六条の四の二第一項各号に掲げる会社をいう。）に該当する持株特定子会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この号において同じ。）
	第五十二条の二十三の二第八項	同法第十六条の四の二第八項

第五条第一項の表第五十七条の六第二号の項中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に、「第十三条の二第九項」を「第十三条の二第六項」に、「第五十二条の九第一項」を「第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の九第一項」に、「又は第五十二条の三十五第一項から第三項まで、長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書又は同法第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項若しくは」に改める。

第六条第一項中「第十五条の二の規定は法第十六条の二第一項」を「第十五条の二の規定は同項」に改め、同条第二項の表第四条第一項第一号ホの項中「第十三条の二第一項第十一号イ」を「第十三条の二第一項第十二号」に改める。

第六条の三第三項の表第五十二条の三十四第四項第四号の項の次に次のように加える。

第五十二条の三十四の二第一項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項
第五十二条の三十四の二第二項	第五十二条の二十三の二第七項	長期信用銀行法第十六条の四の二第七項
	その持株特定子会社	その持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この項において同じ。）
	特例銀行業高度化等業務	特例長期信用銀行業高度化等業務（同条第六項に規定する特例長期信用銀行業高度化等業務をいう。）

第六条の三第三項の表第五十三条第三項第三号の項中「第十一号の二」を「第十三号」に改め、同表第五十三条第三項第四号の項を次のように改める。

第五十三条第三項第四号	又は子会社対象銀行等	又は長期信用銀行法第十六条の四第三項に規定する長期信用銀行等
	当該子会社対象銀行等	当該長期信用銀行等
	特例子会社対象会社に該当する持株特定子会社	特例子会社対象会社（同法第十六条の四の二第一項各号に掲げる会社をいう。）に該当する持株特定子会社（同法第十六条の四の二第一項に規定する持株特定子会社をいう。）